≪騒音に係る環境基準≫

○区域の類型を当てはめる地域

地域の類型	地域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第
	1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住
	居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
В	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第5項から第7項までに規定す
	る第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第8項から第11項までに規定
	する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(平成24年鳥取市告示第132号)

○基準値

(1) 一般地域

(1) /////				
地域の類型	基 準 値			
	昼間	夜 間		
AA	50デシベル以下	40デシベル以下		
A 及び B	5 5 デシベル以下	45デシベル以下		
C	60デシベル以下	50デシベル以下		

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(2) 道路に面する地域

地域の区分	基 準 値	
地域の一色力	昼間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路	60デシベル以下	55デシベル以下
に面する地域	00724706	
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路		
に面する地域及びC地域のうち車線を有する	65デシベル以下	60デシベル以下
道路に面する地域		

(平成10年環境庁告示第64号)

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間

(0) 开脉入湿电量/湿屑(1/2) (0) (1)					
基準値					
昼間	夜間				
70デシベル以下	65デシベル以下				

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

(平成10年環境庁告示第64号)

※幹線交通を担う道路

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)